

防装庁（事）第649号

令和4年12月23日

一部改正 防装庁（事）第96号

令和5年3月31日

一部改正 防装庁（事）第344号

令和5年9月22日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

防衛生産・技術基盤の維持・強化のための防衛事業における適正な利益の確保に係る措置について

利益の確保は企業が事業を行っていく主たる目的であり、国との契約においても、企業にとって適正な利益の確保は必要である。

防衛産業界からは、防衛事業における利益は企業の見積価格よりも低い契約価格や契約履行中のコスト上昇等により圧迫され、適正な利益を確保できていないとの声が寄せられており、防衛事業からの撤退をする企業も見受けられる。

かかる状況を踏まえ、防衛事業における適正な利益の確保に係る措置について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

防衛生産・技術基盤の維持・強化のための防衛事業における適正な利益の確保に係る措置について

1 趣旨

この通達は、適正な調達を実現するため、企業の生産活動の実態等を価格に反映しつつ、予算要求から執行までの業務の各段階において利益を圧迫する要因となる事象を排除していくために必要な措置を定めるものである。

2 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。
- (2) 経費率 調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「予定価格訓令」という。）の規定により計算する加工費率等、一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率をいう。
- (3) 経費率等 経費率、前金払に関する調整計算における調整率その他予定価格の算定に用いる率をいう。
- (4) 調達要求 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第11条に規定する調達要求をいう。
- (5) 役務請負契約 契約相手方が、国の物品等について修理等の役務を行い、これを引き渡すことを約し、国がこれにその代金を支払うことを約する契約をいう。
- (6) 仕様書 装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）第3条第4号に規定する仕様書をいう。
- (7) 仕様書等 仕様書及び仕様書を補足する細部資料をいう。
- (8) 製造請負契約 契約相手方が、主として自己の材料を用いて契約物品を製造し、その所有権及び占有権を国に移転することを約し、国がこれにその代金を支払うことを約する契約をいう。
- (9) 官給 仕様書に定めるところにより、契約の履行のため契約相手方に材料、部品、機器、治工具及び測定具等を支給又は貸与することをいう。
- (10) 社給 契約の履行のため契約相手方において材料、部品、機器、治工具及び測定具等を調達することをいう。
- (11) 幕僚長等 予定価格訓令第2条第13号に規定する幕僚長等をいう。
- (12) 契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第10

8号)第2条に規定する契約担当官等をいう。

- (13) 予定価格 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第79条、第98条又は第99条の5の規定に基づいて、入札又は契約に先立って定め、落札決定の基準とする最高制限価格又は契約締結の基準とする価格をいう。
- (14) 原価計算方式 予定価格訓令第2条第8号に規定する原価計算方式をいう。
- (15) 長期契約 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法(平成27年法律第16号)第1条に規定する長期契約をいう。
- (16) PBL(Performance Based Logistics) 装備品等の維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約若しくは製造請負契約又は修理等の役務請負契約の都度、必要な部品の個数や役務の工数に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等により得られる成果(可動率の維持・向上、修理時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成)に主眼を置いて、官民の長期的なパートナーシップの下で包括的な業務範囲に対し契約を結ぶものをいう。

3 予算要求等における措置

- (1) 装備品等及び役務の予算要求の積算(以下この項において単に「積算」という。)に適用する経費率等については、執行時に適用される経費率等との間に著しい差異が生じる場合があることから、大臣官房会計課長は、防衛装備庁調達管理部原価管理官(以下「原価管理官」という。)と協議の上、可能な限り防衛産業全体の状況や部材等物価の先行きを反映した経費率等を示すものとし、予算要求する者はこれを積算に適用するものとする。ただし、これにより難しい場合、予算要求する者は、個別の装備品毎に積算に適用する経費率等を大臣官房会計課長及び原価管理官と協議し、適用するものとする。
- (2) 予算要求する者は、予算要求の積算において、経費率等によらない費用についても可能な限り実情を反映したものとする。
- (3) 予算要求する者は、概算要求以降予算の成立までの間に、予算要求を行った各事業の予算額が概算要求時から減額された場合には、減額後の予算額と整合的な仕様等(機能性能、数量、納期等に係る事項をいう。)に事業内容を改めるものとする。

4 調達要求時における措置

- (1) 調達要求する者(以下「調達要求元」という。)は、契約相手方の効率的な契約履行に資するため、可能な限り早期に調達要求するよう努めるものとする。
- (2) 調達要求元は、調達予定の装備品等及び役務について、前項第3号に規定する減額後の予算額と整合的な仕様等で調達要求するものとする。
- (3) 調達要求元は、装備品等の点検・修理を目的とする役務請負契約(PBLを除く。)のため調達要求する場合は、当該装備品等の点検・修理の範囲や作業

量等の価格算定の要素となり得る情報を詳細に仕様書等において明らかにするものとする。

5 調達要求時における官給又は社給の判断

- (1) 製造請負契約における官給又は社給の判断基準に当たっては、社給とすることで、契約相手方によるサプライチェーンの一元管理が実施されることにより効率的な生産管理が可能となり、官給品の支給遅延による工程変更や作業の非効率の発生を避けられるとともに、製造中止部品が発生した場合にシステム全体への影響を踏まえた迅速な対応が可能になるなど、確実な防衛力整備に資することから、次に示すアからウまでを除き原則として社給とするものとする。ただし、これにより難しい場合、調達要求元は、装備品等の個々の特性、構成品の在庫状況等に応じて個別に検討の上、判断するものとする。

ア FMS等、官にしか調達できないもの

イ 複数の装備品等で共通して使用されるもので、制式化されているもの又は整備補給上同一仕様を維持する必要があるもの（例えば、機関銃、発煙筒等）

ウ 部隊等が通常多量に使用する消耗品等（例えば、燃料、カートリッジ等）

- (2) 役務請負契約における官給又は社給の判断に当たっては、官給品の支給遅延による製造計画の変更等から生じる非効率により契約相手方に追加的な負担が生じないように、調達要求元は、製造計画に基づく官給の実現性に疑義がある場合は社給とするものとする。
- (3) 調達要求元は、官給すると決定した場合は、官給する時期を仕様書等において明らかにするよう努めるものとする。

6 予定価格算定時の措置

- (1) 幕僚長等は、予定価格訓令第70条に基づく標準及び基準の設定に係る申請に当たっては、可能な限り品質向上、コスト低減及び納期管理に係る企業の生産管理活動の実績成果等を反映するものとし、履行の難易や履行期間の長短等に係る価格変動等の契約上のリスクについても考慮するものとする。
- (2) 契約担当官等は、予定価格の算定に当たって、契約相手方（契約予定相手方を含む。以下本号において同じ。）と当該契約相手方の下請企業との間の取引により取得するもの又は契約相手方が当該契約相手方の下請企業に作業を請け負わせるものについては、原則として、企業間取引価格（企業間において請負部分が明確な取引において合意した価格をいう。）を採用するものとする。この場合において、契約担当官等は、当該企業間取引価格が決定された経緯を確認するものとする。
- (3) 契約担当官等は、予定価格の算定に当たって、過去の予定価格の算定における需給の状況等と異なっている場合には、過去の契約における実績価格などを

一律に採用するのではなく、予定価格算定時の需給の状況等を反映するよう努めるものとする。

- (4) 契約担当官等は、継続して調達している装備品等及び役務に係る原価計算方式による予定価格の算定について、官民における算定業務の簡素化を通じて企業のコスト低減を図ること及び企業のコスト低減努力を最大限引きだすため、前回契約時と仕様等の一部が同一であり、かつ当該仕様等に係る習熟曲線が一定の値に収束しつつあって、発生する費用の変動が極めて少ないと見込まれる場合には、量産の初回時と同様の計算をするのではなく、合理的な範囲で固定価格化を追求するものとする。

7 契約・履行時における措置

- (1) 装備品等の点検・修理を目的とする役務請負契約（P B Lを除く。）において、契約締結後に分解・点検を実施した結果、当初の想定以上に修理を要する箇所があること等により契約金額の増額が必要となることが判明した場合には、契約担当官等は、契約相手方と協議の上、当該増額を踏まえた変更契約、追加契約又は事業の見直しを行うものとする。
- (2) 原価計算方式による予定価格を算定する際の加工費率等については、国庫債務負担行為又は継続費に係る契約を締結した後、官側に起因する理由により、当初契約時に想定していた事業の操業が減少する等、当初の予定価格の算定に適用した加工費率等が実情と乖離することが明らかになり、前項第1号で考慮した価格変動の範囲を超えた場合には、契約担当官等は、原価管理官と協議の上、実情に即した加工費率等を適用し、変更契約を行うことを検討するものとする。
- (3) 役務請負契約の履行に際して、仕様書等に記載のない作業又は当初契約において契約相手方が負担すべきコストとして想定されていなかった作業を要求する場合には、契約担当官等は、契約相手方と協議の上、当該作業の実施に係る変更契約、追加契約又は事業の見直しを行うものとする。

8 長期契約及びP B Lの活用

調達要求元は、企業が中長期的な予見可能性を高め、安定的かつ効率的に設備投資及び人員配置を実施できるよう、長期契約及びP B Lについて、関係部署と調整の上、積極的な活用を検討するものとする。

9 委任規定

この通達の実施に関し必要な事項は、大臣官房の所掌に属するものは大臣官房長が、防衛装備庁の所掌に属するものは防衛装備庁長官がそれぞれ定めるものとする。